

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお喜び申し上げます。社員一同、より一層皆様のお役に立てるよう精進いたしますので、今年もよろしくお願い申し上げます。

さて、確定申告期間が近づいて参りました。今回は医療費控除とセルフメディケーション税制について生田が担当いたします。

医療費控除とは

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が10万円を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。その適用を受けるためには、医療費の明細書または医療保険者などの医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければなりません。

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金等で補填される金額 - ※10万円 = 控除額

※総所得金額が200万円未満の場合は総所得額×5%となります。

セルフメディケーション税制とは

その年の1月1日から12月31日までの間に健康の維持増進及び疾病の予防への取組（会社の定期健康診断など）を行う個人が、自分自身と生計を一にする家族や親族がスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その支払った購入費用が1万2千円を超えるときは、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。※健康診断などの取組に要した費用は控除対象となりません。

実際に支払った医薬品購入額の合計額 - 1万2千円 = 控除額（上限は8万8千円）

- ・ スイッチOTC医薬品に含まれるもの
かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など
※上記薬効の医薬品のすべてが対象となるわけではありません。
実際には、ドラッグストアのレシート等に★マークなどで明記してあります。

※医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません

セルフメディケーション税制の控除額の上限額は8万8千円ですが、医療費控除の上限額は200万円です。もし家族のなかに、その年中に医療費が10万円を超えるような長期入院や出産をした人がいる場合などは、従来の医療費控除を利用したほうが控除額は大きくなる場合があります。逆にその年中に医療費が10万円に満たない場合、10万円を超える金額が少額になる場合などは、セルフメディケーション税制を利用したほうが控除額は大きくなる場合があります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350